

- 1 保管した棧橋の名称又は種類及び数量 棧橋2基
- 2 保管した棧橋の放置されていた場所及び当該棧橋を除去した日時
  - (1) 保管した棧橋の放置されていた場所 ①三重県伊勢市田尻町地先の一級河川宮川水系勢田川水面（左岸1.4km付近） ②三重県伊勢市一色町地先の一級河川宮川水系勢田川水面（右岸0.6km付近）
  - (2) 当該棧橋を除去した日時 ①令和元年10月7日10時03分 ②令和元年10月7日11時00分
- 3 当該棧橋の保管を始めた日時及び保管の場所
  - (1) 当該棧橋の保管を始めた日時 ①令和元年10月7日15時05分 ②令和元年10月7日15時05分
  - (2) 保管の場所 三重県伊勢市田尻町地先（勢田川排水機場敷地内）
- 4 その他 返還を受ける者は、氏名及び住所を証するに足りる書類を提示し、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所河川占用調整課に申し出ること。
- 5 問い合わせ先 三重県津市広明町297 国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所 河川占用調整課 電話059—229—2218

法務

公証人任免

さいたま地方法務局所属公証人西川優は願により公証人を免ぜられた。

鎌倉克彦は公証人に任命され、さいたま地方法務局所属公証人西川優の後任を命ぜられた。(以上十一月一日(法務省))

刑事補償法による補償決定の公示

宮田浩喜に対する殺人被告事件につき平成三十二年三月二十八日言渡しの無罪判決が確定したので、令和元年九月十三日次のとおり抑留拘禁による補償決定をした。

宮田浩喜（熊本市西区島崎二丁目一五番五号ハピネス四〇二号無職88） 四六二三日分六〇一六万二五〇〇円

熊本地方裁判所

労働

最低賃金の改正決定に関する公示

山梨労働局最低賃金公示第2号 最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金（平成21年山梨労働局最低賃金公示

第2号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

令和元年11月12日

山梨労働局長 藤本 達夫

第4号中「1時間896円」を「1時間918円」に改める。

岐阜労働局最低賃金公示第2号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、岐阜県自動車・同附属品製造業最低賃金（平成20年岐阜労働局最低賃金公示第2号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

令和元年11月12日

岐阜労働局長 畑 俊一

第4号中「1時間910円」を「1時間930円」に改める。

附則

この決定は、令和元年12月21日から効力を生ずる。

山口労働局最低賃金公示第2号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、山口県鉄鋼業、非鉄金属製錬・精製業、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属素形材製造業最低賃金（平成20年山口労働局最低賃金公示第2号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

令和元年11月12日

山口労働局長 村井 完也

第4号中「1時間939円」を「1時間966円」に改める。

附則

この決定は、令和元年12月15日から効力を生ずる。

山口労働局最低賃金公示第3号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、山口県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年山口労働局最低賃金公示第5号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

令和元年11月12日

山口労働局長 村井 完也

第4号中「1時間865円」を「1時間892円」に改める。

附則

この決定は、令和元年12月15日から効力を生ずる。

国 際 協 働

令和2年司法試験予備試験の施行

司法試験法（昭和24年法律第140号）第7条の規定に基づき、令和2年司法試験予備試験の施行について、次のとおり公告する。

令和元年11月12日

司法試験委員会委員長 神田 秀樹

1 筆記試験

(1) 短答式試験

ア 期日及び科目

令和2年5月17日（日）

憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、

刑法、刑事訴訟法、一般教養科目

イ 試験地

札幌市又はその周辺 仙台市 東京都

名古屋市 大阪府又はその周辺 広島市又はその周辺 福岡市

(2) 論文式試験

ア 受験資格

短答式試験に合格した者

イ 期日及び科目

令和2年7月11日（土）

憲法、行政法、刑法、刑事訴訟法、一般

教養科目

令和2年7月12日（日）

法律実務基礎科目（民事・刑事）、民法、

商法、民事訴訟法

ウ 試験地

札幌市 東京都 大阪市 福岡市

2 口述試験

(1) 受験資格

論文式試験に合格した者

(2) 期日及び科目

令和2年10月24日（土）及び同年10月25日（日）

法律実務基礎科目（民事・刑事）

(3) 試験地

東京都又はその周辺

3 出願手続等

(1) 出願期間

令和2年1月20日（月）から同年1月31日（金）まで

なお、令和2年1月31日（金）までの消印があるものに限り受け付ける。

(2) 受験願書の交付

受験願書は、司法試験委員会（所在は4(1)記載のとおり。）において、令和2年1月6日（月）から交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、表に赤字で「司法試験予備試験受験願書請求」と記載した適宜の封筒に、返信用封筒（角形2号に140円分の郵便切手を貼り付け、郵便番号、送付先住所、氏名及び電話番号を明記したもの。）を封入して、司法試験委員会宛て請求すること。

(3) 受験願書の提出

受験を希望する者は、受験願書に必要事項を記入の上、カラー写真（出願前6月以内に撮影した、正面、上半身、無帽、無背景の縦45mm、横35mmのもの。）、受験手数料として17,500円分の収入印紙（4枚以内）を所定の箇所に貼り、住民票の写し（出願前6月以内に交付された、個人番号（マイナンバー）が記載されていないもの。受験者1Dを受験願書に記載する者は住民票の写しの提出は不要。）を添付して、出願期間内に司法試験委員会宛て提出すること。

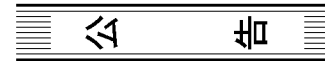
なお、提出方法は、司法試験委員会交付の出願用封筒を用い、書留郵便によるものとする。

4 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問合せは、司法試験委員会（〒100—8977 東京都千代田区霞が関1—1—1 法務省内 電話03（3580）4111代）に行うこと。

(2) 詳細については、別に受験案内が作成されるので参照のこと。

(3) 行政機関の休日に関する法律第1条第1項に定める行政機関の休日には、事務は行わない。



記 冊 号

有権者申出方

元当局所属公証人西川優の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から6か月以内に当局に申し出てください。

令和元年11月12日 さいたま地方法務局